

# 地域計画（宇治川右岸地域）

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月〇日
更新年月日	( )
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	宇治市 (24204)
地域名 (地域内農業集落名)	宇治川右岸 (五ヶ庄、槇島町)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	5.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	5.8 ha
② 田の面積	0.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	5.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.4 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.3 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

- ・大半は茶の生産を行っており、一部に水稻や野菜も生産している。
- ・狭小・不整形な農地が多い。特に農道幅員が狭く、軽トラック1台しか通れない農道もあり、農業基盤が整っておらず、大型の農業用機械が搬入できないなど効率的な営農が困難な状況にある。
- ・近年、キツネによる農地の穴掘り被害が発生しており、農作物への食害被害だけでなく、キツネ特有の感染症にも対応する必要がある。
- ・住宅地に近い地域であるため、施肥や薬剤散布など農作業に対する近隣住民の理解を得ながら実施している。

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

今後も茶を中心とし、優良な農地を守っていく必要がある。また、農地所有者の耕作意欲が高く、将来の耕作者が決まっている農地が多い。引き続き、農地中間管理機構を積極的に活用し、農地の集約化や作付品目ごとの集団化(ゾーニング)を目指す。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

### (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地所有者が農地を別の農業従事者に引き継ぐ場合には、農地中間管理機構を通じて行うこととし、農地の集積・集約を図る。

### (2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	48.1 %	将来の目標とする集積率	48.4 %
--------	--------	-------------	--------

※地域計画記載マニュアル(京都府作成)より

「担い手」とは、4類型の(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営)のことを指す。

現状の集積率=4類型の現状経営面積÷区域内の農用地等面積

$$= 2,804\text{ha} \div 5,828\text{ha} = 48.1\%$$

将来の集積率=4類型の目標経営面積÷区域内の農用地等面積

$$= 2,819\text{ha} \div 5,828\text{ha} = 48.4\%$$

### (3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

目標とする集積率48.4%を超える集積率が達成できるよう、新たな農地の譲渡等があった場合は、農地中間管理機構を活用し、将来の経営農地の集約化や作付品目ごとの集団化(ゾーニング)を目指す。

## 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

### (1) 農用地の集積・集団化の取組

規模拡大意向のある農業者に農地の積極的な配分ができるよう農地中間管理事業のマッチング優先順位等の検討を進め、効率的な営農ができるよう調整を図る。また、地区内の茶園は連なっているところが多く、一定の集団化ができている。今後も茶園が守られ、円滑な事業継承等が図られるよう支援していく。さらに、農地の流動化を進め集積・集約に向けた支援策の検討や、耕作放棄地発生抑制のための支援策の検討を進める。

### (2) 農地中間管理機構の活用方法

農地所有者が農地を別の農業従事者に引き継ぐ場合には、農地中間管理機構を通じて行うこととし、農地の集積・集約を図る。

### (3) 基盤整備事業への取組

農地の集積・集約を促進するため、基盤整備事業に関する財源確保や地元負担の在り方などの研究を進める。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組

アンケート回答のあった農地のうち85%の農地では、将来の耕作者として、現在と同じ耕作者または後継者と回答しており、後継者への円滑な事業継承を京都府やJAと連携を図り、支援策の検討を進める。

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

現時点では、該当する農業支援サービス事業者はないが、地域の特性を生かすことができるよう、調査・検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

### 【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害防止対策:気象・生息環境の変化により鳥獣被害が増えてきている。イノシシ・鹿捕獲用の大型箱罠やキツネ捕獲用檻の購入、また侵入防止用柵への補助を検討するなど、猟友会と調整し、有害鳥獣の対策を進める。

④畑地化・輸出等(茶業):輸出に向けた生産者が行う活動に対して関係機関と連携を図り支援を行う。

⑩その他(防火等):農地付近の河川敷で花火をする人がおり、ほんずの藁や寒冷紗に落ちると火災が起こる危険性があるため、関係機関等と連携して対応策を検討する。

⑩その他(経営支援):農地の集約化や規模拡大等に伴う新たな投資への支援策の拡充の検討を図る。

#### 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 14 年度)			
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上 の表示
		ha	ha		ha	ha	ha	
		ha	ha		ha	ha	ha	
		ha	ha		ha	ha	ha	
		ha	ha		ha	ha	ha	
		ha	ha		ha	ha	ha	
		ha	ha		ha	ha	ha	
		別紙参照		ha		ha	ha	
				ha		ha	ha	
				ha		ha	ha	
		ha	ha		ha	ha	ha	
		ha	ha		ha	ha	ha	
		ha	ha		ha	ha	ha	
		ha	ha		ha	ha	ha	
		ha	ha		ha	ha	ha	
計	17経営体	5.5 ha	0 ha		5.8 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する  
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は  
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積  
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、  
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め  
てください。

#### 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

#### 6 目標地図(別添のとおり)

#### 7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

#### (留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

別 紙

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和14年度)					
		属性	公表付番	作付品目等	経営面積(ha)	作業受託 面積(ha)	経営作物等	経営面積(ha)	作業受託 面積(ha)	目標地図 上の表示
1 認農		4 野菜、茶		1.066			野菜、茶	1.066		4
2 認農		8 野菜、茶		0.737			野菜、茶	0.737		8
3 利用者		5 野菜、茶		0.709			野菜、茶	0.709		5
4 利用者		1 野菜、茶		0.683			野菜、茶	0.683		1
5 利用者		6 野菜、茶		0.642			野菜、茶	0.642		6
6 認就		107 一		0.000			野菜、茶	0.446		107
7 認農		13 野菜、茶		0.329			野菜、茶	0.329		13
8 利用者		10 野菜、茶		0.101			野菜、茶	0.327		10
9 認農		106 野菜、茶		0.672			野菜、茶	0.241		106
10 利用者		7 水稻		0.115			水稻	0.115		7
11 利用者		12 野菜、茶		0.108			野菜、茶	0.108		12
12 利用者		9 野菜		0.106			野菜	0.106		9
13 利用者		11 野菜		0.081			野菜	0.081		11
14 利用者		2 野菜、茶		0.080			野菜、茶	0.080		2
15 利用者		109 水稻、野菜、茶		0.074			水稻、野菜、茶	0.074		109
16 利用者		108 一		0.000			野菜、茶	0.072		108
17 利用者		3 野菜		0.012			野菜	0.012		3
※ その他		-		0.313			-	0.000		-
當面積合				5.828				5.828		

【 属性ごとの集計 】

区分			現状			10年後		
			経営面積		小計	経営面積		小計
担 い 手	認農	(認定農業者)	2.804	(48.1%)	2.804 (48.1%)	2.373	(40.7%)	2.819 (48.4%)
	認就	(認定新規就農者)	-	(0.0%)		0.446	(7.7%)	
	到達	(基本構想水準到達者)	-	(0.0%)		-	(0.0%)	
	集営	(集落営農)	-	(0.0%)		-	(0.0%)	
利用者			2.711	(46.5%)	2.711	(46.5%)	3.009	(51.6%)
その他			0.313	(5.4%)	0.313	(5.4%)		
合計			5.828	(100.0%)	5.828	(100.0%)	5.828	(100.0%)

**認定:認定農業者**

農業経営基盤強化促進法第12条に基づき、農業経営改善計画の認定を受けた個人  
又は法人

**認就:認定新規就農者**

農業経営基盤強化促進法第14条の4に基づき、青年等就農計画の認定を受けた個  
人又は法人

**到達:基本構想水準到達者**

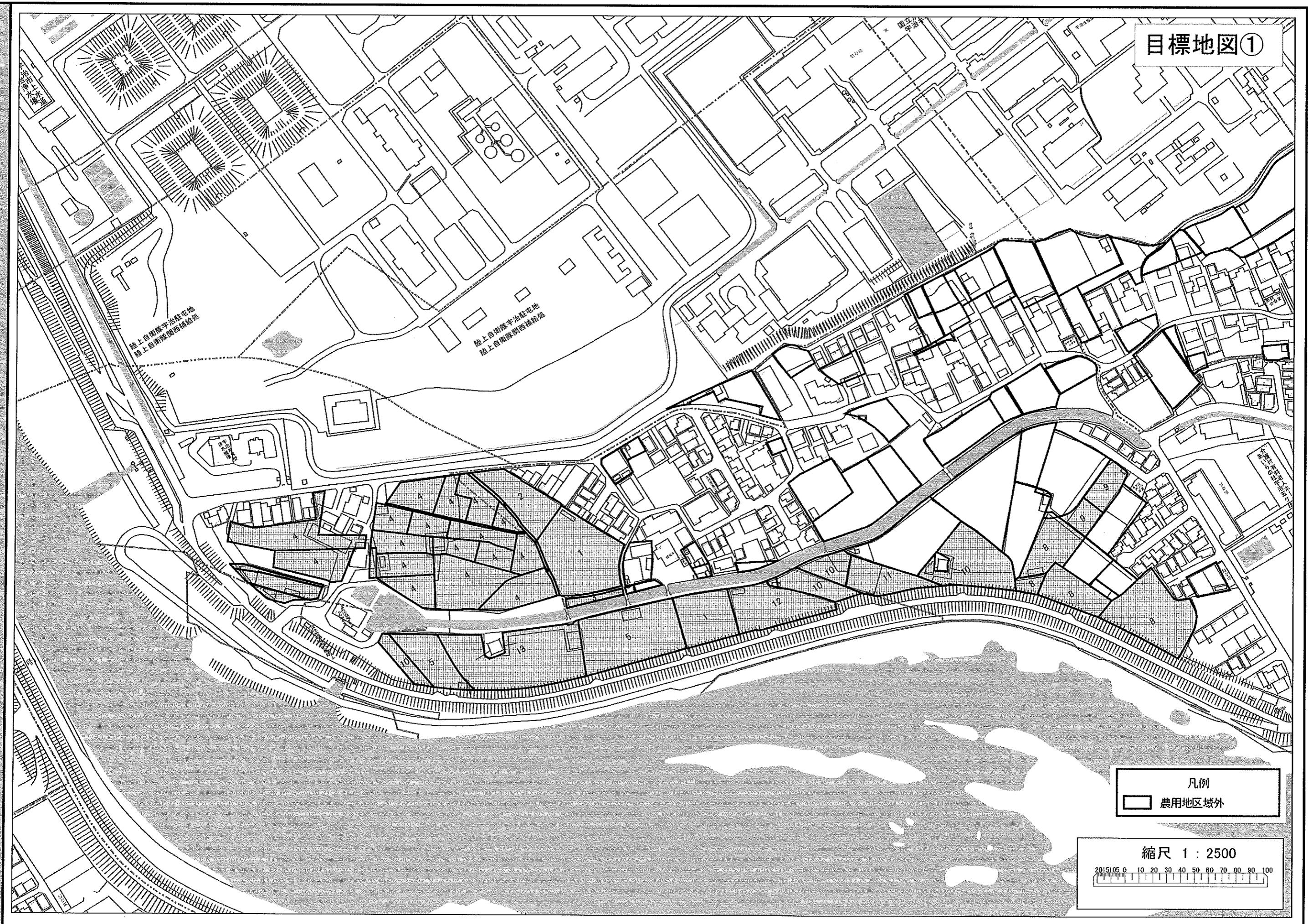
- ①年間農業所得、経営規模等から判断して農業経営基盤強化促進基本構想における  
効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる個人
- ②農業経営改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったもの  
の、従前の経営面積を維持又は拡大している個人又は法人

**集営:集落営農**

- ①農業経営基盤強化促進法第23条に基づき、地域の農地の3分の2以上を農作業  
受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織
- ②複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象  
作物の生産・販売について共同販売経理を行っている組織

**利用者:上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者**

**その他:本表は、目標時点における農業を担う者の一覧であり、現在に営農していても、目  
標時点では別の農業者に全農地を引き継ぐ予定のある人は、一覧に掲載することが出  
来ないと国から指導されている。現状と目標時点での地域の農地面積合計に変化が生じ  
ないよう便宜上表記しているもの。**



## 目標地図②

